

越知町議会基本条例

目次

前文

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 議会の活動原則
- 第 3 条 議員の活動原則
- 第 4 条 町民参加及び町民との連携
- 第 5 条 町長等と議会及び議員の関係
- 第 6 条 町長等による政策等の形成過程の説明
- 第 7 条 予算・決算の審議
- 第 8 条 自由討議による合意形成
- 第 9 条 議会広報の充実
- 第 10 条 議員研修の充実強化
- 第 11 条 議会事務局の体制整備
- 第 12 条 議員の定数及び報酬
- 第 13 条 議員の倫理
- 第 14 条 この条例の位置付け
- 第 15 条 見直し手続き等

附則

(前文)

議会は、憲法に基づき町民によって選ばれた議員で構成し、同じく町民から選ばれた町長とともに、町民の信託を受けて活動する町民の代表機関である。

議会は、町民や町長などとの関係を明確にして緊張関係を維持し、執行機関と互いに独立した対等の立場で競い合い、協力し合いながら、条例の制定、予算の議決等を通じて、越知町としての最良の政策を形成する権限と責任を有している。

地方分権型社会において地域の自立が求められている中、少子高齢化、安心・安全な生活環境の確保、地域産業の振興などの課題が山積しており、それらを克服するため議会が果たすべき役割はますます大きくなっている。

議会及び議員は、その持てる権能を十分に発揮して、高い使命感を持って全力で職務に専念し、町民の負託に応えて豊かで明るく活力ある地域づくりを進めるとともに、町民に信頼され開かれた議会を確立するため本条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、議会の運営及び議員活動の基本的事項を定め、町の将来像や課題に対し、町民の意思を的確に反映し、豊かで明るく住みよい越知町の実現を図ることを目的とする。

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、町民を代表する議決機関としての役割を常に自覚し、町の重要な政策決定を行うとともに、町政の監視と評価を行わなければならない。

2 議会は、個別、分野別または地域別の意思を吸収し、長期的・全体的な視野でまちづくりに最適な政策を十分な討議によって決定しなければならない。

3 議会は、町民に対し十分な情報公開と政策上の論点の提示を積極的に行い、町民に開かれた議会運営を推進しなければならない。

(議員の活動原則)

第 3 条 議員は、議会が言論の府であることや合議制機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を推進しなければならない。

2 議員は、町政における課題及び町民の意見や要望を的確に把握するとともに、自らの能力を高め、資質の向上を図り、町民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して、町民とともにまちづくりの活動に積極的に参加し、これを推進しなければならない。

(町民参加及び町民との連携)

第 4 条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、すべての会議を原則公開するとともに、傍聴の自由、会議録の公表に努め、町民に必要な情報を提供し、透明性と応答性のある運営を行うものとする。

3 議会は、請願及び陳情等の審議においては、提案者の意見を聴く機会を積極的に設け、町民が議会の活動に参加できるよう努めなければならない。

4 議会は、町民に対する議会報告会や地区別懇談会を少なくとも年1回開催して、町民の意見や要望を町政に反映させるとともに、議会運営の改善を図るものとする。

5 議会報告会や地区別懇談会の開催に当たっては、議会運営委員会において、その開催計画等を作成するものとする。

6 議会は、議会審議の経過や結果、各議員の活動状況を議会だより等で公表し、議会活動に関する町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

(町長等と議会及び議員の関係)

第 5 条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 町長等は、本会議や委員会等で議員の質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問の趣旨の確認などのため反問することができる。

3 議員及び町長等は、会議における発言は簡明に行い、議題及び許可された趣旨の範囲を超えてはならない。

(町長等による政策等の形成過程の説明)

第 6 条 議会は、町長等が重要な政策等を決定しようとするときは、その策定段階から、必要に応じて議会との十分な情報と意見の交換を行うよう求めるものとし、町長等は、その求めに積極的に応じるよう努めるものとする。

2 議会は、町長が提案する政策、事業等については、次に掲げる事項を明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする根拠と提案に至るまでの経緯
- (2) 政策策定における町民参加の実施の有無とその内容
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 関係ある法令及び条例等
- (5) 政策等に関する財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

3 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点・争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算の審議)

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を事前に提出するよう求めるものとし、町長は、その求めに積極的に応じるよう努めるものとする。

(自由討議による合意形成)

第8条 議会は、討議による合意形成の場として透明性を重視し、幅広い意見を自由かつ達に交換できるよう努めなければならない。

2 議会は、本会議、委員会等において、議員、委員会及び町長が提案する議案並びに請願、陳情等を審議し、結論を出す場合、議員相互間の討議の場を設け、十分な議論を尽くして意思決定するよう努めなければならない。

3 議員は、議員相互間の自由かつ達な討議を拡大するため、独自の政策立案や提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、議会運営及び町政に係る重要な情報を、議会独自の視点で町民に分かりやすく伝えるものとする。

2 議会は、議会だよりやインターネットなどを活用して情報を発信し、町民が議会、町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第10条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、町民等を含む研究会の開催、学識経験者の助言、他の自治体等に対する調査などの機会を積極的に設けるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第11条 議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めなければならない。

(議員の定数及び報酬)

第12条 議員の定数及び議員の報酬は、別に条例で定める。

2 議員の定数及び議員の報酬を改正するに当たっては、経費削減の視点だけでなく、町政の現状と課題及び将来展望、議員に求められる役割と責任、町民の多様な意見や第三者機関による客観的な評価などを十分に考慮しなければならない。

(議員の倫理)

第 13 条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(この条例の位置付け)

第 14 条 この条例は、議会運営と議員活動における最高規範であり、この条例に定める条項を実現するために必要な事項について条例、規則等、議会運営の仕組みを体系的に整備するものとする。

(見直し手続き等)

第 15 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを不断に点検するとともに、議会運営委員会において検討し、必要があると認める場合は、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。